

《月刊『タックスニュース』3月号》  
第52回 ～平成28年度 税制改正のポイント～

昨年末に『平成28年度税制改正大綱』が公表されました。タックスニュース3月号では、私達個人に身近で影響が出やすい項目をご紹介します。

### 空き家に係る譲渡所得の特別控除

相続により取得した不動産で、亡くなられた方（以下『被相続人』という）の居住の用に供していたものを譲渡した場合は、一定の要件を満たすことで3,000万円の特別控除を受けることができます。

- 要件
- ①昭和56年5月31日以前に建築された家屋であること
  - ②相続開始直前に被相続人以外の居住者がいないこと
  - ③相続の時から譲渡の時まで、居住、事業、貸付けの用に供されていたことがないこと
  - ④相続時から3年を経過する日の属する12月31日までに譲渡すること
  - ⑤売却額が1億円以下であること
  - ⑥マンションなど、区分所有建物ではないこと
  - ⑦行政から要件を満たす証明書等が発行されていること

以上の要件を『すべて』満たす必要があります。平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間の譲渡に適用されますので、該当する可能性のある場合はご相談ください。

### 通勤手当の非課税限度額の引き上げ

平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当より、通勤手当または通勤用定期乗車券の非課税限度額の最高限度額が月10万円から月15万円に引き上げられています。

### スイッチOTC医薬品の所得控除（平成29年1月1日～適用開始）

スイッチOTC医薬品とは、もともと医療用であった薬が安全性に問題がないと判断され、ドラッグストアで買えるように転用（スイッチ）された薬のことです。有名な商品では「ロキソニンS」や「エスタック鼻炎」があります。このOTC医薬品の購入代金を、所得から控除することができるようになります。控除額は【購入代金-保険で支払われる金額-12,000円】（上限88,000円）で計算します。現在の医療費控除とは併用できず、健康診断を受けていなければならない等条件はありますが、適用できる方は多いのではないのでしょうか。

### 国税クレジットカード納付制度の創設

現在、地方税や自動車税、ふるさと納税はクレジットカード納付ができる地方自治体もありますが、平成29年1月4日より、国税でも可能になります。手数料は納付者負担で詳細はまだ不明ですが、ポイント特典等を考慮するとお得になる場合もありそうです。

（文責 大林 慶子）